

RPAやAIを活用した小規模医療機関の事務省力化に向けた調査業務に関する技術提案を求める公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり技術提案を募集する。

令和8年6月10日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 業務の概要

- (1) 業務名 RPAやAIを活用した小規模医療機関の事務省力化に向けた調査業務
- (2) 業務内容 別添仕様書のとおり
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで

2 参加資格に関する事項

技術提案に参加できる者は、下記の要件を全て満たしている者とする。

(1) 基本的要件

- ア 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること
- イ 入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類 4 調査・研究(情報・通信サービスを除く)」、「小分類 1 調査・研究(社会経済分野)」であり、格付区分がAであること。
- ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- エ 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領(平成19年岡山県告示第332号)に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- オ 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- カ 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領(昭和63年2月1日施行)に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- キ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- ク 岡山県税を滞納していない者であること。

(2) 技術力に関する要件

仕様書の内容を十分に理解した上で、業務を的確に遂行し得る専門的知識と能力を有していること。

(3) 守秘性に関する要件

企業のサービス規程として、次の条件を満たしていること。

- ・業務上知り得た情報を漏らさないこと

(4) 中立性・公平性に関する要件

本業務を通じて得た情報により、企業として新たな営利を得るものでないこと。

(5) 業務実績に関する要件

過去5年以内において、国又は地方公共団体等の公的機関から、産業又は保健医療分野での施策検討の基礎資料となる調査や、情報の調査・分析又は統計調査業務（別添仕様書に定める業務と同種のもの）を受託し、全て誠実に履行した実績を有していること。

3 契約条項を示す場所及び仕様書等

(1) 担当部署

岡山県保健医療部医療政策課 企画班

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

TEL 086-226-7951（直通）

FAX 086-224-2313

E-mail iryo@pref.okayama.lg.jp

(2) 仕様書及び応募様式等の入手方法

令和8年6月10日（水）から令和8年6月24日（水）まで担当部署に備え付けるとともに、岡山県保健医療部医療政策課のホームページからダウンロードできるものとする。

<https://www.pref.okayama.jp/site/321/1040432.html>

(配布書類)

- ・企画提案書作成要領（別紙1）
- ・仕様書（別紙2）
- ・技術提案参加資格確認申請書（様式第1号）
- ・提案書（様式第2号）
- ・誓約書（様式第3号）
- ・質問・回答書（様式第4号）

4 技術提案参加手続

(1) 技術提案参加資格確認申請書の提出期間、場所及び方法

令和8年6月10日（水）から令和8年6月17日（水）までの午前9時から午後5時までの間に、持参又は郵便（書留郵便その他これに準ずる方法によるものに限る。）により、上記3（1）に掲げる担当部署へ提出すること。

(2) 提出書類

ア 技術提案参加資格確認申請書（様式第1号）【原本1部】

イ 誓約書（様式第3号）【原本1部】

ウ 会社概要、過去の事業に関する事業実績等【原本1部】

- ・会社概要が分かる資料（様式任意）既存のパンフレット等でも可。
- ・上記2（5）の業務実績について、その内容や成果が分かる資料を添付すること。（任意様式）

エ 岡山県税の全税目について滞納がないこと（又は、課税がないこと）を証する書類

【原本1部】

※証明書については、岡山県の県民局（備前、備中、美作）税務部収納管理課にお問い合わせください。

※岡山県に納税義務のない事業者にあつては、「岡山県内に事務所、事業所がない」旨の申出書（任意様式・押印のこと）の提出をもって、代えることができる。

(3) 技術提案参加資格の要件の審査

技術提案参加資格確認申請書を提出した者について、審査の結果、不適合を認められる者についてはその旨を通知する。この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。

また、技術提案参加資格要件不適合通知を受け取った者は、令和8年6月19日（金）までに、上記3（1）の場所にFAXする方法により、説明を受ける書面を提出することができる。

この場合、技術提案参加資格要件不適合の理由の説明を求める書面を提出した者については、令和8年6月23日（火）までに理由を回答する。

(4) 質疑と回答

ア 受付期間

令和8年6月10日（水）から令和8年6月17日（水）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

イ 方法

「質問・回答書」（別紙様式4号）により、FAX又は電子メールにて行い、送信後は電話にて着信を確認すること。

ウ 受付場所

上記3（1）に掲げる担当部署

エ 回答方法

回答は、FAX又は電子メールにより行う。なお、質問及び回答は、令和8年6月19日（金）の午後5時までに、内容を岡山県保健医療部医療政策課ホームページに掲載する。

ただし、本事業に直接関係のないもの、個人情報等の情報セキュリティ上明らかにすることが不適切なもの、その他回答することが不適切と認められる質問に対しては、回答を行わない場合がある。

5 提案

(1) 提案書の提出方法

令和8年6月18日（木）から令和8年6月24日（水）までの午前9時から午後5時までの間に、持参又は郵便（書留郵便その他これに準ずる方法によるものに限る。）により、上記3（1）に掲げる担当部署へ提出すること。

(2) 提出書類（用紙サイズはA4を基本とすること）

ア 提案書（様式第2号） 【原本1部＋写し4部】

イ 企画提案書（「企画提案書作成要領」のとおり） 【原本1部＋写し4部】

ウ 見積書 【原本1部＋写し4部】

※積算根拠が明確になるよう具体的に記載すること

6 審査基準及び審査手続

- (1) 提案書が提出された場合は、岡山県保健医療部内に設置する選定委員会において審査する。
- (2) 別途県が定める審査基準により、提案内容と見積額について総合的に評価し、委託先を決定する。

7 結果の通知方法

前項の審議結果は、応募者あて通知するとともに、岡山県保健医療部医療政策課のホームページにおいてその旨を公表する。

8 契約

(1) 契約形態

委託契約とし、採択件数は1件とする。なお、契約候補者と委託契約の協議が調い次第、県との間で契約を締結する。ただし、条件に合致しない場合等、特殊な事情がある場合には、委託契約を締結しないことがある。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第153条、第154条及び第155条の規定による。

9 その他

- (1) 応募にかかる経費は、全て応募者の負担とする。
- (2) 応募者の名称、代表者、所在地等を公表することがある。
- (3) 応募者に対して、提出された書類の内容について説明を求めることがある。
- (4) 審査の公正を図るため、応募者に対して、提出書類若しくは添付資料の記載事項又は応募資格を有することを証明する資料等の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類について虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- (6) 採否にかかわらず、提出書類は返却しない。
- (7) 提出書類及び添付資料は、情報公開の請求により開示することがある。
- (8) 審査経過については公表しない。
- (9) デザインは、他からのコピー並びに転用は行わないこと。
- (10) 映像等資料に係る著作権等の全ての権利は県に帰属する。
- (11) 委託業務の成果は県に帰属するものとする。